

秋田県告示第117号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第4条第1項の規定により、館花、八木、福島・北原、亀田第2地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定を次のとおり解除したので、同条第2項において準用する同法第3条第4項の規定に基づき、公告する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 指定解除年月日 令和2年3月11日
- 2 市町村、大字、字、小字及び地番
次のとおりとする。
- 3 平面図
次の図のとおりとする。

（「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部水田総合利用課並びに横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）